

東京都

特別区

賃金部作成
(別紙3)

退職手当の見直し

現行制度

退職手当 = 退職時給料月額 × 退職事由別・勤続期間別支給率

新制度

退職手当 = 基本額(退職時給料月額 × 退職事由別・勤続期間別支給率)
+ 調整額(条例第6条及び第7条に該当する者)

現行制度

退職手当 = 退職日給料月額 × 退職理由別・勤続期間別支給率

特例

退職手当 = 退職日給料月額 ÷ (1 - 0.009) × 退職理由別・勤続期間別支給率

新制度

退職手当 = 基本額 + 調整額

退職手当の調整額

在職一月のポイント	20	15	10	6	3	
東京都	行(一)	局次長 部長	統括課長 課長	課長補佐	係長	主任
	現業	—	—	—	統括技能長 技能長	技能主任
年ポイント換算	240	180	120	72	36	

※ 現業適用職員については、平成23年度までの退職者に限り「1級職在職期間における2級以上への格付期間(10年分限度)」を「在職一月あたり2ポイント」とする。

※ 実質的な最低保障ポイントの経過措置(5年間)
2ポイント × 12月 × 10年 = 240ポイント

在職一年度のポイント	90	70	60	50	0	
特別区	現業	—	統括技能長	技能長	技能主任	技能1級職
	行(一)	総括係長	係長	—	主任主事	1, 2級職

最低保障ポイントの経過措置

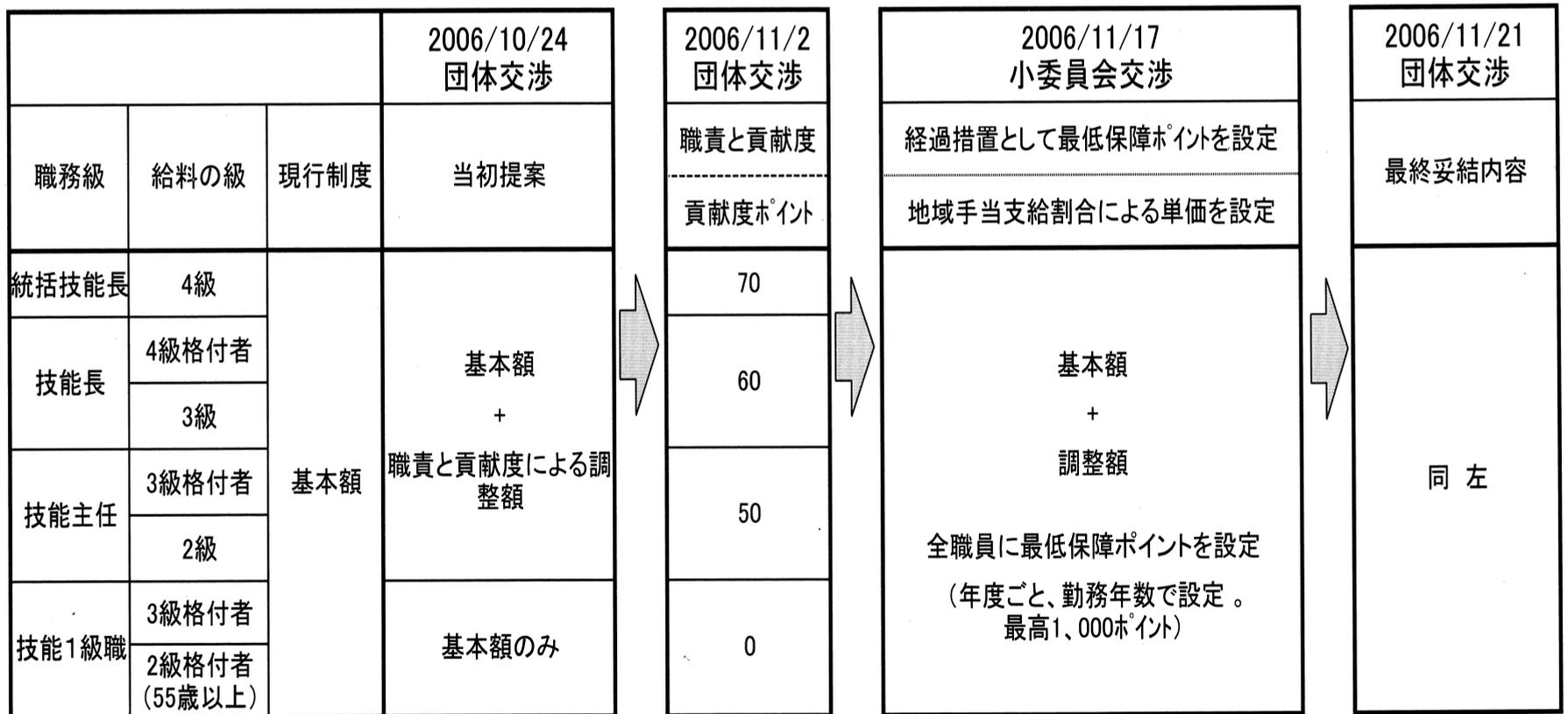
勤続期間	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
17年以下	0	0	0	0	0
18・19年	500	400	300	200	100
20・21年	600	480	360	240	120
22・23年	700	560	420	280	140
24・25年	800	640	480	320	160
26・27年	900	720	540	360	180
28年以上	1000	800	600	400	200

退職手当の調整額 1ポイントの単価

地域手当割合	13%	14%	15%	16%	17%	18%(本則)
東京都	165円	330円	495円	660円	825円	1000円
特別区	180円	360円	520円	680円	860円	1000円

退職手当の調整額の提案から妥結に至る推移

賃金部作成 (別図4)



- ① 最低保障ポイントを行政系を含む全職員(勤続17年以下の職員を除く)に適用(表1、2及び別図3参照)
- ② 職責・貢献度のポイントが最低保障ポイントに満たない場合、最低保障ポイントで調整額を算定する。
- ③ 最低保障ポイントによる調整額の算定: 勤続年数と退職年度に照らし、退職年度の地域手当支給割合に連動する単価を乗じた額を調整額とする(表2、別図3参照)。
例: 退職年度21年度、地域手当16%(仮定)、勤続28年の職員を想定。最低保障ポイント600 × 単価680円(地域手当16%の場合の単価) = 408,000円となる。
- ④ 都・区の対比表(別図3参照)都は、最低保障ポイントを、1月2ポイント、1年で24ポイント、最高10年で240ポイントとしたが、区は勤続年数や退職年度によって異なるが、最高1,000ポイントとさせた。(表2参照)
- ⑤ 経過措置期間中のポイント単価(本則は1,000円)についても、都より若干有利な内容とさせた。(表2参照)
- ⑥ 退職手当の調整額の妥結に至る推移(別図4参照)